

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年12月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国民年金関係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101007号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100042号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間、平成10年4月から平成13年11月までの請求期間、平成14年10月から平成18年12月までの請求期間及び平成19年7月から平成20年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月から平成3年3月まで
② 平成10年4月から平成13年11月まで
③ 平成14年10月から平成18年12月まで
④ 平成19年7月から平成20年6月まで

私は、これまで14回に渡り請求期間に係る国民年金保険料の納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めてきたことは間違いないので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて20歳になった平成2年*月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成14年10月11日の国民年金被保険者資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失が平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求者が請求期間①に係る成人して間もない頃の国民年金保険料の納付場所であったとするコンビニエンスストアでは、当時、国民年金保険料を納付することはできない(コンビニエンスストアでの納付は、平成16年2月開始)こと、iv) 請求期間は合計で*か月であり、行政機関がこれほ

どの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで14回通知されている。

今回、請求者は、前回同様に納付場所について、コンビニエンスストア以外で請求期間の国民年金保険料を納めたとして、15回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間の国民年金保険料の納付に関して新たな事情も認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101043号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100041号

第1 結論

昭和62年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年*月から平成3年3月まで

私は、市役所へ出向いて国民年金の加入手続を行った覚えはないが、納付書が家に送られてきたので、母が請求期間の保険料を納付してくれ、妹が20歳になってからは、私達兄妹二人の保険料を納付してくれていた。母が年子の妹の分だけ保険料を納付し、一つ上の私の分を納付しなかったとはとても考えづらい。母は、家の近所若しくは父の職場近くの金融機関で保険料を納付していたので、調査の上、記録を保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が請求期間当初から請求者の国民年金保険料を納付してくれ、妹が20歳になってからは、妹の分も併せて納付していたと回答し、母親も同様の陳述を行っている。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、年金手帳が交付されていたところ、請求者に係るオンライン記録によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日は平成3年4月1日であり、入力処理は同年5月2日に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金番号「*」(現在は、当該国民年金番号が基礎年金番号として付番されている。)は、平成3年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

また、請求者は、昭和63年4月から平成4年3月までは大学生であったと回答しているところ、学生が国民年金の強制加入対象となったのは平成3年4月からであり、請求期間当時、学生は、本人の申出により国民年金の任意加入被保険者となることができたが、任意加入被保険者の資格取得年月日はその申出日とされており、制度上、請求者は、上記加入手続時点では、請求期間のうち昭和63年4月から平成3年3月までの期間については遡って被保険者となることができないほか、昭和62年*月から昭和63年3月までの期間については時効により国民年金保険料を遡って納付することはできない。

なお、請求者の妹に係るオンライン記録によると、請求者の妹が短期大学を卒業したとする平成元年4月以降の国民年金保険料は納付済みである。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101117号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2100043号

第1 結論

昭和61年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、請求期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとして、これまで9回、訂正請求を行ってきたが、年金記録の訂正は認められなかった。

改めて、厚生局に訂正請求を行うので、請求期間を申請免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者が昭和61年度当初の4月から国民年金保険料の免除の承認を受けるには、当該年度の7月までに申請免除手続を行う必要があったところ、請求者の請求期間直後の昭和61年10月から昭和62年3月までの期間は申請免除期間となっており、当該申請免除は、昭和61年12月4日に申請が行われ、同年12月24日に処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録に不自然さはみられない上、同年12月時点では、請求期間の国民年金保険料の申請免除を行うことはできないこと、ii) 請求者が請求期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとすれば、請求者は、昭和61年7月までに申請免除を行ったことになるが、この場合、昭和61年4月から昭和62年3月までの1年分の申請免除を行うことが可能であり、昭和61年度の国民年金保険料の免除の承認を受けるには、1回の申請免除手続で足りるにもかかわらず、昭和61年12月に当該年度の一部である昭和61年10月から昭和62年3月までの期間の国民年金保険料の申請免除手続を行ったとは考えにくいこと、iii) 請求者は、請求期間の申請免除手続を何月頃に行ったか、全く覚えていないと陳述しており、請求者が昭和61年7月までに申請免除手続を行い、承認を受けていたと推認することができないことなどから、過去9回の訂正請求において年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、10回目の訂正請求を行っているものであるが、請求者から新たな資料等の提出はなく、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除に関して新たな事情も見当たらない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて改めて検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。